



昭和支部報

HPアドレス <http://www.showa-z.com/>

令和3年3月1日
第274号

発行責任者 支部長 松永 研 嗣
編集責任者 副支部長 鈴木 寿 枝
発行所 名古屋税理士会昭和支部
印刷所 共生印刷株式会社



ひな祭

想の徒然

コロナ禍の隔離ストレスを発散？ 声を利用した注目のSNS「Clubhouse」

日本人はブームに弱い。私もその一人で、最近の話題は2021年2月に入り大ブレイクしているClubhouseという「雑談できるSNS」だ。

若手の経営者仲間から招待してもらった。アプリのホーム画面には、現在開催されているroom(部屋)が表示される。タップすると入室となり、Moderator(モデレーター)とSpeaker(スピーカー)の話を聞く。いいねボタンはなく、文字でのコメントもできない。部屋の中では自分から発言しなくても、他人の会話を聴くだけでもよい。なかには芸能人が数千人の聴衆を集めている部屋もあれば、「ご近所の井戸端会議」のようなたわいもない話をしているだけの部屋もある。録音はできず会話はその時だけしか聴くことはできない。退室するには「Leave quietly」ボタンをタップ。興味がなくなれば黙って去ることができる。

去年は多くの日本人がZOOMなどでオンラインでの会議やセミナーを経験した。我々の仕事も訪問を減らしてオンライン会議になり、自宅でテレワークもやった。ペーパーレスをすすめて出納帳などもデータで共有になり始めている。いつでもチャットやラインでつながってられるし、逆にネットツールのおかげでたまにしか会わない社長からもラインで相談が入るようになった。

仕事上のやりとりはなんとかそれでカバーできたかもしれないが「何か足りない」のだ。特に昭和の飲みニケーション世代の我々としては…。Clubhouseがその足りないものを埋めてくれるかどうかかわからないが、社会のデジタル化やDX(デジタルトランスフォーメーション)は、益々進んでいくのは間違いない。こうした新しいサービスにも嫌がらずに触れておく姿勢はもっておきたいものだ。(山田 知広)

1月支部研修

(令和3年1月8日開催)

「税務調査を巡る法律問題」

講師：中央大学法科大学院法務研究科教授

酒井 克彦 氏



(1) 税務調査の法律問題について

1. 税務調査は受けなければいけないのか。
2. 税務調査のプライバシーの問題について

相続税贈与税は、個人的な内容なのでプライバシーの問題はないが、法人税所得税は事業と個人的なものとの線をひかなければならない。

税務調査において

- ・パソコンの中を見せなければいけないか。
- ・手帳は見せなければいけないか。拒否することができる範囲はあるのか。
- ・従業員のロッカーは見せなければいけないか。
- ・調査官は何でも全部コピー、写真をとってもよいのか。

租税法律主義が憲法に要請されていて、手続き領域についても租税法律主義が適用される。行政はすべて法律に基づいていなければならない。ところが上記の税務調査については、どこにも条文がない。

平成25年 国税通則法施行

【税務調査の前】事前通知をする。

【税務調査の後】調査が終わったら事後の説明をするということが定められた。では、税務調査中のルールは何もないのか。税務調査中のルールとして「荒川民商フォーミュラ」という考え方が税務行政を支配している。判例は最高裁の判断があれば、後の裁判所は最高裁の判例に従わなければならない

い。つまり最高裁判例はある種の法律と同じような効果をもつ。

(2) 荒川フォーミュラ

荒川民商事件（最高裁昭和48年7月10日第三小法廷決定）

(事件の概要)

東京都荒川区においてプレス加工業経営の個人事業者の工場に、昭和41年、荒川税務署職員が税務調査をするために工場を訪れ「昭和40年分の所得税の確定申告の調査に来ました。」と言った。工場の個人経営者は「確定申告の内容の何がどう間違っているのか教えてくれなければ受けない。」と言ったが税務職員は「確定申告の内容を確認しに来ました。どこがどう間違っているかは税務調査をしてから。」としか言わなかったため個人経営者は納得せず、税務調査を受けなかった。後日、税務職員は、何度も工場経営者に税務調査の要請をしたが、言い分が平行線で進展しなかったため、税務調査を行うことができなかった。そのため荒川税務署はこの個人経営者を調査忌避罪で告発した。

(判決)

「質問検査に対しては相手方はこれを受任すべき義務を一般的に負い、その履行を間接的心理的に強制されているものであって、ただ、相手方においてあえて質問検査を受任しない場合にはそれ以上直接的間接的に右義務の履行を強制しえないという関係を称して一般に『任意調査』と表現されているだけのことであり、この間なら実質上の不合理性は存しない。」

任意調査という言葉には大きな意味はない、相手方は調査を受任しなければならない。調査を受けなければ調査忌避罪という罪が負わされる。(調査受任義務)つまり、任意調査ではなく間接的な強制調査である。

間接的な強制調査としてはその他に下記の罪がある。

調査妨害罪(調査を妨害したとき)

不答弁罪(調査に答えずだまされたまま)

虚偽答弁罪(調査でうそをついたとき)

所得税法234条1項

「国税庁、国税局または税務署の調査権限を有する職員において、質問検査の範囲、程度、時期、場所等実定法上特段の定めのない実施の細目については、質問検査の必要があり、かつ、これと相手方の私的利益との衡量において社会通念上相当な限度に

とどまるかぎり、権限ある税務職員の合理的な選択に委ねられている。」

税務調査を受けるときには様々な私的利益の侵害があるが、実定法上特段の定めのないものは荒川フォーミュラ、つまり社会通念上相当とみとめられるかで判断する。では、社会通念とは何か。つまり、一般常識から考えて許される範囲内であれば、税務職員の裁量権でやっていいということである。

では、税理士はどうすればよいか。税務調査に協力するが、調査官が行き過ぎた調査をしたときは法律家として「昭和48年7月10日の荒川民事事件で判決がおりている。社会通念上おかしいでしょう。」と理論的に説明することが大切である。

(3)任意調査における限界規定

北村事件(京都地裁平成12年2月25日判決)

(事件の概要)

京都のブティック経営者Xは、O国税局(資料調査課)及びS税務署の調査官らの税務調査に違法があると訴えた。5名の調査官は、ある日の0時55分頃、事前通知をすることなくブティックを経営するX(個人事業主)の税務調査のため京都店に臨場した。Xの母、姉がブティックの京都店を運営していた。1階が店舗、2階が居宅となっていた。Xは当日、仕入れのために店舗にはいなかった。Xの母、姉は納税者X本人がいないので税務調査は別の日にしてほしいと要請したのだが、調査官は要請を聞き入れなかった。そして、Xの母が2階(居宅)へ行くときに税務職員がついて行った。母、姉が2階はプライベート部分であると強く拒否したにもかかわらず店舗部分との区切りのアコーディオンカーテンを開け、Xの母からコタツの上にあった売上メモ、売上集計表を取り上げ、ベッドの陰にあった箆をさがし納品書及び請求書類を探し出した。

同時年にはXの妻が運営する唐津店にも事前通知することなく臨場した。そこで、税務職員はXの妻が税務調査を拒否したにもかかわらず、経理書類の他、パート従業員の私物であるバッグを見つけ、パート従業員が繰り返し拒否したにもかかわらずバッグを取り上げ中の手帳の中を確認した。

(経緯)

個人事業者Xは、売上の計上ミスがあり、相当額の売上計上漏れがあったため更正処分が決定された。

(判決)

税務職員が京都店の2階へ上がったことは、居住者であるXの母、姉の意志に反してなされたものであることは明らかである。居住者の拒絶の意志に反して、居住部分に立ち入ることがプライバシーの侵害として許されないことは明らかであるから、税務署員の行為は社会通念上相当の限度を著しく逸脱した違法なものというべきである。

唐津店で従業員が繰り返し拒否したにもかかわらず、所持するバッグを強引に取り上げて在中していた手帳まで取り出してページをめくって見始めたことは従業員の明示の意志に反するうえ、女性のバッグの内容物、とりわけ手帳の中身等はプライバシー保護の要請が大きいことを照らすと、任意調査として許される限度を著しく逸脱した違法なものであるというべきである。

以上のとおり、3月30日の京都店及び唐津店における国税調査官らによる調査は、任意調査として許される限度を著しく逸脱した行為を含むものであり、重大な違法性を帯びるものであったと認めるのが相当である。

税務調査における税理士の立場

税理士法1条では、税理士は公正であるべきである、と規定されている。(中立ではない)

税務調査において、税理士がいない場合には税務の専門家である税務調査官と税務について詳しくない納税者とが直接対峙することになる。税理士がいるから租税正義がある、適正な行政が行えるという法的な制度として税理士制度がある。したがって、税理士は調査官が適正な調査をしているかを検査する立場である。

(4)まとめ

税務調査をめぐって、今日は2つの重要な事案をご説明しましたが、是非これからも判例をご自身の関係する税務調査にお役立ていただければと思います。法律に従った丁寧な主張をできるような税理士になっていただけるよう、また、納税環境の整備と言う観点からも納税者の権利を守っていただけるように思っております。

(研修部 浅野 令子)

2月支部研修

(令和3年2月9日開催)

「令和2年分確定申告の留意点」 所得税・消費税関係

講師：昭和税務署 個人課税第一部門

上席国税調査官 山田 尚美 氏



1. 所得金額に関して

- 持続化給付金の額を一時所得として計上→事業所得者に対する給付金のため、事業所得にて計上。
- 売先が営業不振に陥り、解散する予定と知ったため、期末売掛金を本年中の貸倒損失として計上→債権が法律上消滅、もしくは債権の回収が事実上不可能の場合に計上可能で、解散事実だけでは貸倒損失は計上不可。
- 平成10年4月以降に取得した建物又は平成28年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物について定率法を適用している→定額法しか適用不可。

2. 所得控除に関して

- (雑損控除)：被害を受けた資産について、原状回復支出と資本的支出との区別が困難な場合、その区別をせず、全額を災害関連支出としている→その金額の30%に相当する金額を原状回復のための支出とすることができる。
- 生計を一としていない親族の入院費を支払い医療費控除の対象としている→生計一のみ医療費控除の対象。
- (寄付金控除)：ワンストップ特例の適用申請をしたので、ふるさと納税にかかる寄付金を申告していない→ワンストップ特例を申請しても、確定申告を行う場合には、再度申告書にふるさと納税を行った旨の記載が必要。
- (基礎控除)：令和2年分の準確定申告書において、基礎控除額を38万円としている→令和2年より、基礎控除額を10万円引上げ、合計所得金額が2,400万円超の場合は基礎控除金額が逡減する。

3. 税額控除に関して

- (配当控除)：外国法人からの配当を配当控除の対象としている→外国法人の国内にある営業所・事務所その他これらに準ずるものに信託された証券投資信託の収益の分配に係るもの以外は配当控除の対象とはならない。
- (住宅借入金等特別控除)：対象となる中古住宅として、軽量鉄骨造の建物を耐火建築物としている→軽量鉄骨造は耐火建築物には含まれない。
- 家屋の所有者でない者が行った増改築について、適用を受けている→自己所有の家屋に対する増改築に限る。
- 住宅の取得時に、補助金等の交付を受けた場合、その額を住宅の取得等に係る対価の額から控除していない→平成23年7月以降に契約した住宅の取得に関しては、住宅の取得等に係る対価の額から補助金等の額を控除しなければならない。

4. 消費税に関して

- 直前の課税期間まで免税事業者であった場合において棚卸資産に係る仕入控除税額の調整を行っていない→課税仕入等の税額に加算する。
- 清涼飲料の自動販売機の設置をしており、販売手数料を軽減税率の対象としている→役務の提供に該当するため、軽減税率の対象ではない。
- 取引先であるレストラン(いわゆる「外食」)に販売した食材を、軽減税率の対象としていない→飲食料品の販売は取引を行う時点で判断するため、軽減税率の対象となる。
- コンビニエンスストアで購入した新聞を、軽減税率の対象としている→定期購読契約のもののみ軽減税率対象。

5. その他

- 還付加算金は、支払確定日の属する年の雑所得として申告。

資産税関係

講師：昭和税務署 資産課税第一部門

上席国税調査官 石田 一弘 氏



1. 譲渡所得関係

- 概算取得費控除を適用する場合、取得費の一部である土地の造成費等を重ねて控除することはできない。
- 土地・建物を一括して取得している場合で、建物に係る消費税額が不明である場合には「建物の標準的な建物価額表」に基づき計算する。
- 令和2年4月1日から新たに創設された配偶者居住権について、配偶者居住権及び配偶者敷地利用権が消滅し、その消滅につき対価または補償金を取得した場合、その対価等は総合課税の譲渡所得となる。その際の取得費は「配偶者居住権に関する譲渡所得に係る取得費の金額の計算明細書」を使用して計算する。
- 過去に買換え等の特例の適用を受けた資産を譲渡した場合、その交換、買換えにより取得した資産の取得の日は、旧資産の取得の日を引き継ぐものと実際の取得の日となるものがあるので注意。
- 特別控除の特例や買換え特例、代替の特例等、いずれの特例を選択したかにより合計所得金額が異なるため所得控除における基礎控除等の適用が異なる。令和2年分から合計所得金額が影響する①公的年金控除額(最大20万円)、②配偶者(特別)控除額(最大48万円)、③寡婦・ひとり親控除額(最大35万円)、④基礎控除額(最大48万円)については、特例適用後に所得控除額に誤りがないか確認が必要。
- 平成31年4月1日以後に行う譲渡から、空家特例の適用対象範囲に、老人ホーム等への入所等により相続開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていなかった家屋等が追加された。
- 空家特例と取得費加算の特例(措法39)とは重複適用できない。ただし、居住用部分と非居住用部分とから構成される家屋等について非居住用部分の譲渡のみ取得費加算の特例を受ける場合は、当該居住用部分について、空家特例の適用は可能である。

2. 贈与税関係

- 特例税率の適用を受ける場合、初年度に戸籍事項証明書を添付するが、翌年分以降は、申告書第一表の「過去の贈与税の申告状況」欄に、その提出した年分及び税務署名を記入することにより、当該書類を重ねて提出する必要はない。

「綱紀監察事例について」

講師：名古屋国税局総務部 税理士専門官

森 稔宏 氏



1. 懲戒処分について

過去5年間における懲戒処分において、令和元年は懲戒処分が減少したものの、業務の禁止処分が増加。平成27年の量定変更により、業務の停止の中に、1年以上2年以内の業務の停止が加わった。この5年間で33名(全体の15.6%)がそれに該当している。違反行為別にみると、不真正税務書類の作成(全体の32%)、税理士自身の自己脱税、多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ(二つ合わせて全体の30%)が多い状況である。令和2年は9月に懲戒処分が行われ、自己脱税、及び多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れが全体の半数を占めていた。平成30年1月より、懲戒処分の違反行為の内容が公表されるようになってきている。

2. 実態確認について

指導事項の多い順で①業務処理簿の不作成、記載不備、②登録事項と相違した事務所等の表示、③研修未受講があげられる。

3. 最近多い懲戒事例

- (多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ)：税理士が自らの申告について、期限後申告をし、多額な自己申告漏れが判明した場合は、法第37条「信用失墜行為の禁止」に該当し、戒告又は2年以内の税理士業務停止の懲戒処分となる。
- (使用人監督義務違反・二か所事務所)：税理士が適正に税理士業務の遂行ができるよう使用人を監督しなかった場合、法第41条の2に違反し、戒告又は1年以内の税理士業務の停止、また、二か所事務所の場合は法第40条第3項に違反する。
- (にせ税理士・名義貸し)：税理士が自己の判断に基づくことなく作成された税務書類に署名押印をすれば法第37条の2「非税理士に対する名義貸しの禁止」に該当し、2年以内の税理士業務停止又は禁止となる。また無資格者も法第59条①四により、処罰される。

(研修部 田邊来里子)



昭和9班

川口 広

この度、名古屋中支部より転入させていただきました、川口 広と申します。

私は、平成17年12月暮れに、熱田区の勤務先事務所の税理士先生が突然逝去され、急遽、顧問先と先輩同輩の職員等を共に引継がせていただき、ご遺族のご厚意により勤務先であった事務所にて開業することになりました。

その後、翌平成18年7月に中区金山の市民会館近隣の地に事務所を移し、この度の令和2年11月に昭和区桜山に移るまで、14年余り中区金山の地にて業務を行ってきました。この間平成26年10月までに、先輩同輩の職員がそれぞれ退職し、その都度顧問先が移出し、遂には業務の大規模な縮小となり、事務員をも解雇しなければならず、平成26年11月に近隣地域の規模を縮小した事務所に移転し、1人で業務を行うことを余儀なくされました。

移転後4年を経た頃より、従来の健忘に加えて集中力、根気が無くなり、仕事に対しても限界を感じるようになりました。そのため、70歳を区切りに廃業することも選択肢と考え、業務規模を縮小しながらその準備をしてきました。

しかし、先輩同年代の方々の定年後の体験等に接し、生涯青年という気概の必要性を痛感し、その結果、業務規模の縮小に相応した事務所適地にて、業務を継続することに決め、この度の昭和区桜山への移転に至りました。

デジタル化の推進により、税理士業務の変革を迫られている昨今、あと何年仕事が続けられるか分かりませんが、昭和支部に転入させていただいたこの契機に、心機一転頑張りたいと思います。昭和支部の皆様、何卒宜しく願い申し上げます。



天白10班

福田 隆行

はじめまして、この度名古屋税理士会昭和支部に登録することとなりました、福田隆行と申します。どうぞよろしく願いいたします。

私が、本格的に税理士を目指すきっかけとなったのは、大学1年のときです。当時、大学では、経営学を専攻していたのですが、その中で簿記の講義を受けたときに、会計に興味を持ち、本格的に税理士を目指したいと考えるようになりました。最初は、独学で簿記3級を勉強するところからはじめ、3級、2級と順調に簿記検定に合格していったのですが、その先の道のりが遠く、簿記1級や税理士試験はなかなか合格できずに、大学4年を迎えてしまいました。周りの友人やクラスメイトが就職活動をする中、私は一念発起して、専門学校に進学し、税理士試験に専念することにしました。専門学校在学中に、やっとの思いで簿記論・財務諸表論に合格し、その後、会計事務所就職後に消費税法合格、法律学専攻の大学院を卒業して、念願の税理士となることができました。人生の半分を税理士になるための勉強期間として費やしてしまいましたが、その間に貴重な経験ができたと思っています。

プライベートでは、料理が趣味（調理師免許を持っています）で、週末は1週間分の献立を考えて、買い出しや料理の仕込みをする生活を楽しんでいます。また、最近ではDIYを始めました。

税理士としてスタートしたばかりで、まだまだ知識や経験が浅い状態ではありますが、常に学ぶ姿勢を忘れることなく、個人事業主の方や中小企業の経営者の方の応援ができるよう、日々精進していきたいと思っています。

最後になりましたが、昭和支部の皆様にご迷惑をおかけしてしまうこともあるかと思いますが、何卒ご指導ご鞭撻の程、よろしく願いいたします。

相談所だより



税務相談員

川上 絹代

相談所の仕事をさせていただくようになり、3年が経とうとしています。平成30年に初めて担当させていただくことになった前夜は、緊張で眠れなかった記憶です。しかも周りは経験豊富な方々ばかりで、私に務まるのかという不安は今でも拭い去ることはできません。

しかし、相談にいらっしゃる方々は私よりも慣れていらっしゃるようです。これは、過去の相談員の先生方の努力の賜物だと思います。

5月に担当が決まると、相談者の方々と相談日を打ち合わせて、相談が始まります。「初めまして」の挨拶から、その相談者の方が会計ソフトを使っているのか、手書きで資料を作成しているのかなどを聞きながら、年間の予定を立てます。

会計ソフトの方と手書きの方は、私の場合は概ね半々です。申告書も、書面提出を希望される方もいらっしゃるれば、電子申告を希望される方もいらっしゃいます。

会計ソフト利用者は、おしなべて若い方が多く、入力もきちんとされています。質問されることも、経過勘定か消費税の扱いが不明のときが殆どです。例えば、野球のシーズンシートの消費税について質問がありました。シーズンシートは開幕日に課税仕入れとなります。前年に購入された時には要注意となります。令和2年分も購入されたようです。昨年はコロナの影響で開幕があやぶまれましたが、やや遅れて無事に開幕されたので、ホッとしています。

手書きの資料を作成されている方は、長年の経験の蓄積で本当に整然とした資料を作られます。

こういった方々の資料を基に、確定申告期に申告書まで作成し申告するのですが、令和2年分

らは、電子申告と書面提出とでは青色申告特別控除額が変わってきます。以前からわかっていたことなので、できる範囲で電子申告を勧めてきました。

会計ソフトを使いこなしている方は、電子申告には抵抗はなくご自身での申告もあと一歩ですが、手書きで資料を作成している方は、パソコン操作ができない、というよりパソコンをお持ちでない方もいらっしゃるようです。さて、どうしたものか…と、考えていました。しかし、幸か不幸か私の担当で、手書き資料を作成されている方は、簡易帳簿を使用している青色申告特別控除を適用されている方でした。つまり65万円の青色申告特別控除の適用を受けないので、電子申告でなくても変わらないのでした。「もったいないですよ、あと少しで65万円控除できますから頑張りませんか?」とありますが、無理強いはできないと感じています。

相談所の仕事は、これ以外にも税務署からの委託で記帳指導もさせていただきます。これは基本的には訪問となっていますが、依頼者の方や相談員の先生の都合により相談所に来ていただいたり、事務所に来ていただいたりします。私の担当は自宅で仕事をされている方ばかりでしたので、自宅の事業所まで訪問させていただきました。それは、事業所に伺うと、事業の実態や、抱えているものが見えるように思えるからです。

コロナという未曾有の事態の中、税務支援の在り方も変わりつつあります。税理士会からは、体温計・アルコールを用意いただき、また、しっかりしたアクリル板も用意していただいています。「まるで、接見?」と言って笑われる相談者の方も、きちんとした対策に安心していらっしゃるようです。どのように変わっていくのか今後分かりませんが、「正しく恐れて正しく対処する」姿勢で臨んでいきたいと思っています。

あと一期担当させていただくことになりました。今までの経験と反省を糧にして、業務に励みたいと思っています。

【1月の月例集会】

令和3年1月8日(金)13時30分より
名古屋市公会堂

(昭和税務署より連絡事項)

1. 申告書の提出方法等について
2. 令和2年分確定申告に係る申告・納付期限等について
3. ダイレクト納付及び振替納税の利用届出等の電子化について
4. 「給与所得の源泉徴収票等の法定調書及び合計表」の提出期限について
提出期限：令和3年2月1日(月)
5. 特例の猶予期間満了時の納付相談等について
6. 確定申告会場の開設時期等について

(支部より連絡事項)

研修部：今後の研修会並びに配布図書について
税対部：無料相談割付発送・無料相談について
厚生部：長寿表敬について
総務部：今後の予定について

【2月の月例集会】

令和3年2月9日(火)13時30分より
名古屋市公会堂4F

(昭和税務署より連絡事項)

1. 確定申告関係について
イ 申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限の延長について

○申告期限・納付期限

税目	当初	延長後
申告所得税	令和3年3月15日(月)	令和3年 4月15日(木)
個人事業者の消費税	令和3年3月31日(水)	
贈与税	令和3年3月15日(月)	

○振替日

税目	当初	延長後
申告所得税	令和3年4月19日(月)	令和3年 5月31日(月)
個人事業者の消費税	令和3年4月23日(金)	令和3年 5月24日(月)

- ロ 確定申告書を提出する際のお願いについて
ハ 所得税の予定納税及び消費税の中間納付税額の申告書への記載について
2. 期限内納付及び特例の猶予期間満了時の納付相談等について
 3. 複数の相続人等がある場合の相続税申告書(書面)の作成方法について

(支部より連絡事項)

研修部：今後の研修会について
税対部：無料相談について
総務部：今後の予定について

支部からのお知らせ

・4月月例集会及び研修会のご案内

日時：令和3年4月9日(金)

場所：名古屋市公会堂4F

月例集会：13時30分より

研修会：14時15分より

「オーナー会社のための役員給与・役員退職金」

講師 税理士 山下雄次氏

※月例集会等に関しましては、体調に不安がある方等は出席自粛をお願いします。

・配布図書のご案内

令和3年4月月例集会時配布予定

「オーナー会社のための役員給与・役員退職金と保険税務」 税務研究会出版局

会員表敬

1月支部例会において、昭和支部慶弔細則第2条2項により表敬並びに記念品の贈呈を行いました。
今後益々のご活躍を祈念いたします。

(敬称略)

〔米寿〕 原田 宏

(以上1名)

〔喜寿〕 土屋 真人 杉浦 郁代 岡田 逸馬
三谷 省三 松本 正美 石原 桓人

(以上6名)

〔古希〕 高野 静一 浦 賢治 熊澤 佳男
小川 博次 大西 慶一 丹下 信義
川井 秀夫 菱田 純次 川上 進
石野 憲男

(以上10名)

編集後記

1月に出された緊急事態宣言は予想通り3月7日まで延長となってしまったが、私が好きなプロ野球のキャンプは例年通り2月1日にスタートした。今年は無観客でのキャンプということでキャンプの中継をみても少し盛り上がり欠けるかな、とは思うものの、新人が練習しているシーンをみるとどんな活躍をするのだろうかワクワクしてくる。新型コロナウイルスの感染状況が今後どのような形で推移するかはわからないが、無事3月にプロ野球が開幕し、選手のプレーに一喜一憂できるのを楽しみにしている。

(浅岡 篤史)